

(様式第4号)

インターンシップ実施に関する協定書

藤岡市インターンシップ実施要綱(以下「要綱」という。)の規定により、藤岡市(以下「甲」という。)と (以下「乙」という。)との間において、次のとおりインターンシップ実施に関する協定を締結する。

(目的)

第1条 甲は、乙に所属する学生の実践的な就業体験を通して職業意識の向上と市政への理解を深めることを目的として、乙に所属する学生を実習生として受け入れるものとする。

(実習内容)

第2条 実習の内容、日時及び場所については、甲が決定し乙へ通知する。

(誓約書の提出)

第3条 乙は、要綱第3条第4項に定められた誓約書(様式第5号)に本人(実習生が未成年の場合は本人及び法定代理人)の署名捺印を得て、甲に提出するものとする。

(報酬等経費の負担)

第4条 甲は、実習生に対して、報酬、賃金及び手当等その他一切の経費の負担を行わないものとする。

(実習生の服務)

第5条 実習生は、甲が遵守すべき法令等を遵守し、甲の指示に従い所定の実習に専念し実習目的の達成に努めなければならない。

2 実習生は、甲の職務の信用を傷つけ、又は不名誉となる行為をしてはならない。

3 実習生は、実習を通じて知り得た甲の業務内容等の情報を漏らしてはならない。また、実習終了後においても同様とする。

4 実習生は、前項に規定する甲の業務内容等の情報に係る報告又は論文を書いてはならない。

5 実習生は、実習の成果を第三者に発表しようとするときは、あらかじめ甲の承認を得なければならない。

6 甲は、実習生が前各項の規定に反する行為を行ったときは、実習を中止することができる。

(責任の所在)

第6条 乙及び実習生は、実習期間中の事故に備えて、傷害保険及び賠償責任保険に加入し、実習期間中の事故に関しては、自らの責任において対応しなければならない。

2 実習生が、故意又は過失により要綱第7条第2項の規定に反する行為を行ったときは、乙及

び実習生は、甲及び被害を受けた第三者に対して連帯して責任を負わなければならない。

(実習結果報告等)

第7条 甲は、乙又は実習生から実習結果等についての報告及び証明を求められたときはこれを行うものとする。

(個人情報保護)

第8条 甲は、インターンシップ実施において知り得る実習生の個人情報をインターンシップに関する目的以外に使用しないものとする。

(その他)

第9条 本協定書に定めのない事項及び疑義が生じたときは、甲及び乙協議の上、定めるものとする。

本協定書の内容を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各1通を保管するものとする。

年 月 日

群馬県藤岡市中栗須327番地

甲

藤岡市長 新井雅博 印

乙

印